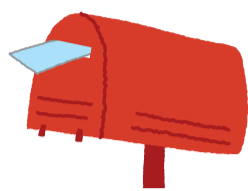


# 国民健康保険に加入の皆さんへ 国民健康保険納税通知書を郵送

## 国民健康保険納税通知書を郵送

7月中旬に平成25年度の国民健康保険納税通知書を納税義務者である世帯主宛てに郵送します。同封の納付書（納めるための用紙）で納付の際は、納期を間違えないよう注意してください。また、領収証書などは所定の用紙に貼るなどして大切に保管してください。



●被保険者の異動や所得の変更などにより、一度決定した国民健康保険税額が変更になった場合は、そのつど国民健康保険税の変更（更正）通知書を郵送します。

## 国民健康保険税の納付

国民健康保険税の納付方法には、納付書または口座振替で納付する『普通徴収』と世帯主（国民健康保険の被保険者）の方が受給している年金から差し引いて納付する『特別徴収』があります。

### ◆普通徴収

納付回数 原則として8回（平成25年7月～26年2月）

納期ごとの金額 1年間の国民健康保険税を8回に分けた金額

●該当納期の金額が当月分ということではありません。

### ◆納付期限

原則としてその月の月末が納期限（月末が土・日曜日または祝日の場合、納期限は翌月の最初の開庁日）

●口座振替を希望する場合は、取扱金融機関で申し込んでください。また、郵送での手続きも可能です。詳細は、市役所2階収税課（☎2998-9073）まで、お問い合わせください。

### ◆特別徴収

納付回数 原則として6回（年金振

込月の4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月）

納期ごとの金額 1年間の国民健康保険税を6回に分けた金額

●該当納期の金額が当月分ということではありません。

特別徴収の対象 次の全ての要件に該当する世帯主

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者であること
- ②世帯内の国民健康保険の被保険者全員が、65歳から74歳までの方であること
- ③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であること
- ④国民健康保険税と介護保険料の合計額が、特別徴収の対象となる年金額の2分の1を超えないこと

●世帯主でない方が受給している年金から国民健康保険税を差し引くことはありません。

## 国民健康保険税の納付相談

納付が困難な場合には、未納のままにせず、市役所2階収税課（☎2998-9073）まで、早めに相談してください。



## 国民健康保険税の減免制度

災害にあった場合など、特別な事情がある場合には、保険税の減免が認められる場合があります。特に、東日本大震災で被災された世帯で、国民健康保険に加入していた方が居住していた地域が、福島第一原子力発電所の事故により避難指示の対象となっている場合は減免が認められる場合がありますので、お問い合わせください。

●国民健康保険担当（☎2998-9131）

# 国民年金保険料の免除制度 （学生納付特例制度・若年者納付猶予制度）

経済的な理由や災害などにより保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の全額・半額・4分の3または4分の1の額を免除します。

免除にあたっては、年金事務所まで申請者・配偶者・世帯主の前年所得などの審査があります。



また、一時的に保険料の支払いを猶予する制度として、保険料を納めることが困難な学生には、申請者のみの所得を審査する「学生納付特例制度」、学生以外の30歳未満の方には、申請者と配偶者の所得のみを審査する「若年者納付猶予制度」があります。

## 【申請に必要なもの】

- ①全ての方：年金手帳（20歳到達時は不要）、印鑑（本人申請の場合）

は不要）  
②失業したことにより申請する方：①に加え「雇用保険被保険者離職票」または「雇用保険受給資格者証」

③平成25年1月2日以降に転入した方：①に加え、前年所得の確認できる書類（源泉徴収票や課税証明書など）

④学生の方：①に加え、学生証

【注意事項】  
申請は毎年必要です。

学生納付特例制度は4月、その他の免除制度は7月がその更新時期です。

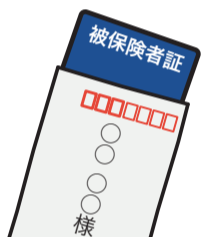
全額免除・若年者納付猶予に該当する場合は希望により翌年分の手続きをしなくても継続できる制度があります。

●市役所1階国民年金課（国民年金担当） ☎2998-9095

# 後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ 後期高齢者医療被保険者証を郵送

◆後期高齢者医療被保険者証（保険証）の一斉更新

新しい『後期高齢者医療被保険者証（紺色）』を7月中旬に郵送します。有効期限が平成25年7月31日の同被保険者証（緑色）は、市役所1階福祉総務課または、まちづくりセンターに返却するか、はさみを入れて破棄してください。



◆「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請

後期高齢者医療の被保険者が市民税非課税世帯に属している場合「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、

# コバトンお達者倶楽部 外出で楽しみながら健康づくりをしましょう



7月1日から、コバトンお達者倶楽部がスタートします。

目標のお店を1カ所決めて、楽しく買い物をし、お店で押しもらったスタンプが10個貯まったら、登録店などから特典（割り引きや日用品など）が受けられます。

定期的な外出という気軽な健康づくりに、ぜひ参加してください。

●市内に住所のある65歳以上の方

◆参加方法

- ①地域包括支援センターまたは市役所1階高齢者支援課で「コバトンお達者倶楽部カード」とパンフレットを受け取る。
- ②登録店または地域包括支援センター

③3カ月以内に達成できない場合は、再びカードを地域包括支援センターまたは市役所1階高齢者支援課に取りに行く。

◆登録店（地域包括支援センターを含む）

カードと一緒に登録店の一覧表を渡します。登録店には特典内容を記載したステッカーやポスターを掲示しています。

●最新の登録店は、県HP「コバトンお達者倶楽部」で検索に掲載しています。

◆登録店を募集

事業に協力していただける店舗・企業が随時募集しています。

参加者が週に1回程度来店するので「お得意様」の増加が期待できます。

●市役所1階福祉総務課（☎2998-9120）

◆お問い合わせ先

中 みよ様（壁掛け時計1個）

【松原学園へ】三國カコーラボトニング様（清涼飲料水48本の巾着袋100枚）

【亀鶴園へ】渡辺陽子様（手縫い）

※4月16日から5月15日までの受け付け分です。ありがとうございました。

●老人憩の家みかじま荘へ

## 皆さんの善意

【愛の福祉基金へ】所沢友和会様（114,000円）  
【カラオケサークルよかど会様】（30,667円） ● ㈱中央管財様（5千円）